

厚生委員會議錄 第四号

昭和二十九年二月一日(月曜日)
午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事岡 良一君

越智 茂君 高橋 等君

巨 四郎君 山下 春江君

萩元たけ子君 杉山元治郎君

山にシヅメ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

衛生部長 衛生技官 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

一月二十九日
委員加藤鏗五郎君辞任につき、その補欠として安井大吉君が議長の名前で委員に選任された。

一月二十九日

社会保障制度の確立に関する陳情書(福岡県議會議長田中保蔵)(第一七五号)

福祉三法委任事務の国庫補助増額に関する陳情書(京都市長高山義三外五名)(第一七六号)

福祉法令の知事権限移譲に関する陳情書(京都市長高山義三外五名)(第一七七号)

北海道における社会福祉事業運営に

第一類第八号

厚生委員會議錄第四号

昭和二十九年二月一日

關於陳情書(北海道社会福祉協議會會長杉崎那作)(第一七八号)

母子福祉に関する陳情書(全国社会福祉協議會連合會會長田子一民)(第一七九号)

日本医療団精算剰余金に関する陳情書(東北七県自治協議會會長山形県知事村山道雄外一名)(第一八〇号)

輸血及び附添料金立替資金に関する陳情書(国立宮城療養所内輸血附添料立替資金対策準備委員會鈴木正)(第一八一号)

日本住血吸虫予防費全額国庫負担の陳情書(佐賀県議會議長安永沢太)(第一八二号)

有料養老施設に関する陳情書(京都市長高山義三外六名)(第一八三号)

知事が措置入院させた精神障害者の入院に要する経費の補助基準の引上げに関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第一八四号)

公益質屋に関する陳情書(京都市長高山義三外五名)(第一八五号)

簡易水道建設事業に関する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第一八六号)

水道敷設費に対する国庫補助の確立に関する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第一八七号)

清掃施設に対する財政措置に関する陳情書(新潟市長杉本兵太郎)(第一八八号)

じん芥焼却場施設費に対する国庫助成の陳情書(都市清掃協會會長安井成)(第一八九号)

誠一郎)(第一八九号)

遺族補償に関する陳情書(石川県遺族連合會會長林屋龜次郎)(第一九〇号)

遺族救済に関する陳情書(佐賀県議會議長安永沢太)(第一九一号)

遺族補償の拡張に関する陳情書(岐阜県町村會會長渡辺栄一)(第一九二号)

遺族年金の増額と国債償還期限の短縮の陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第一九三号)

国立療養所に入所中の生活扶助受給者の救護の陳情書(札幌市議會議長斎藤忠雄)(第一九四号)

引揚者疎開住宅建設促進に関する陳情書(札幌市議會議長斎藤忠雄)(第一九五号)

引揚者集団収容施設の疎開住宅建設促進に関する陳情書(旭川市長坂東幸太郎外三名)(第一九六号)

中国人捕虜殉難者遺骨送還に関する陳情書(日本炭鉱労働組合中央執行委員長阿部竹松)(第一九七号)

本日の會議に付した事件

狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

清掃法案(内閣提出第九号)

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず狂犬病予防法の一部を改正する法律案及び清掃法案の両案を一括議題とし審査に入ります。まず厚生大臣より

り両法案の趣旨の説明を聴取することいたします。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案

狂犬病予防法の一部を改正する法律

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 罰則(第二十六条・第二十七条)」を「第五章 罰則(第二十六条・第二十八条)」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

(犬の引取)

第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取るべき場所を指定することができる。

第六條第一項中「前條」を「第五條」に改め、同條中第七項を第九項とし、第六項中「第四項」を「第六項」に、「三日以内」を「一日以内」に改め、同項に次の但書を加え、同項を第八項とする。

但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

第六條中第五項を第七項とし、第四項中「抑留した場所」を「捕獲した場所」に改め、同項を第六項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船舶内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的の必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く)に立ち入ることができ

る。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならぬ。

第十條中「その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における」を削る。

第十四條第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第十八條第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第十八條の次に次の一條を加える。

(けい留されてない犬の棄殺)

第十八條の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前條第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十

二條第一項の規定による抑留を行うことを命ずる。

山形県知事村山道雄外一名)(第一八〇号)

輸血及び附添料金立替資金に関する陳情書(国立宮城療養所内輸血附添料立替資金対策準備委員會鈴木正)(第一八一号)

日本住血吸虫予防費全額国庫負担の陳情書(佐賀県議會議長安永沢太)(第一八二号)

有料養老施設に関する陳情書(京都市長高山義三外六名)(第一八三号)

知事が措置入院させた精神障害者の入院に要する経費の補助基準の引上げに関する陳情書(山形県知事村山道雄外七名)(第一八四号)

公益質屋に関する陳情書(京都市長高山義三外五名)(第一八五号)

簡易水道建設事業に関する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第一八六号)

水道敷設費に対する国庫補助の確立に関する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第一八七号)

清掃施設に対する財政措置に関する陳情書(新潟市長杉本兵太郎)(第一八八号)

じん芥焼却場施設費に対する国庫助成の陳情書(都市清掃協會會長安井成)(第一八九号)

北海道における社会福祉事業運営に

第一類第八号

厚生委員會議錄第四号

昭和二十九年二月一日

關於陳情書(北海道社会福祉協議會會長杉崎那作)(第一七八号)

母子福祉に関する陳情書(全国社会福祉協議會連合會會長田子一民)(第一七九号)

日本医療団精算剰余金に関する陳情書(東北七県自治協議會會長山形県知事村山道雄外一名)(第一八〇号)

条の規定によるけい留の命令が発せられていない犬を養殺せしめ、留されていぬ犬を養殺せしめることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていぬ犬を養殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による養殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十八條 第十八條第二項において準用する第六條第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第六條第四項（第十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により所有者に對する通知が行われ、又は同條第五項（第十八條第二項において準用する場合を含む。）の公示期間が満了した犬の処分については、この法律による改正後の第六條第八項（第十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

清掃法案

清掃法

(目的)

第一條 この法律は、汚物を衛生的

に処理し、生活環境を清潔にすることに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二條 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果されるように必要な技術的援助を与えることにつとめなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果されるように必要な技術的及び財政的援助を与えることにつとめなければならない。

(定義)

第三條 この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚水、ふん尿及び犬、ねこ、わずみ等の死体をいう。

(特別清掃地域)

第四條 特別区及び市の区域を特別清掃地域とする。但し、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域を除く。

2 都道府県知事は、政令で定める基準に従い、町村の区域の全部又は一部を指定して、特別清掃地域とすることができる。

(清潔の保持)

第五條 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに、便

所及び汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

(汚物の処分)

第六條 市町村は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。その収集及び処分は、政令で定める基準に従い、衛生的に行われなければならない。

2 市町村は、前項の計画を定めるにあつては、特別清掃地域の全部にわたつて、土地又は建物の占有者によつて集められた汚物により環境衛生上の支障が生じないように、これを収集することができ

3 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的な処分をすることができない汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物についても、食物の残廃物とその他のごみを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分協力するようにつとめなければならない。

(特殊の汚物の処理)

第七條 市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる。

(公共の清掃施設の設置)

第八條 市町村は、特別清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

(季節的清掃地域)

第九條 市町村長は、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場その他季節的に多数人が集まる特別清掃地域以外の場所について、環境衛生上必要があると認めるときは、期間及び区域を指定して、季節的清掃地域を定めることができる。

2 季節的清掃地域については、第五條及び前條の規定を準用する。

(汚物の投棄禁止)

第十條 何人も、みだりに左に掲げる行為をしてはならない。
一 特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの地域の地先海面（海岸から百メートル以内に限る。）において汚物を捨てること。
二 下水道（終末処理場のある下水道を除く。）又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にふん尿を捨てること。
三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(ふん尿の使用法の制限)

第十一條 特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

(尿浄化そうじ及びし尿消化そうじ)

第十二條 し尿浄化そうじを設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）に届け出なければならない。但し、当該し尿浄化そうじに関し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合は、この限りでない。

2 し尿浄化そうじ及びし尿消化そうじは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に對し、当該施設を修理改造するまでこれをを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査)

第十三條 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、必要があると認めるときは、当該吏員をして、し尿浄化そうじ又はし尿消化そうじのある土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に關し必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(汚物取扱業)

第十四条 特別清掃地域内においては、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集を業として行つてはならない。

2 前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

3 第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七条の規定により条項で定める手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

4 汚物の収集、運搬又は処分を業として行つ者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従ひ、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

5 市町村長は、第一項の許可を受けた者が、その業務に関して第十條の規定に違反し、又は第二項の規定による区域の制限若しくは条件若しくは前二項の規定に違反した場合において、警告を發したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務を行うことを禁止することができる。

6 市町村長は、特別清掃地域内において汚物の運搬又は処分を業として行つ者が、その業務に関して第十條の規定に違反し、又は第四項の規定に違反した場合において、

て、警告を發したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その者に対し、期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

7 市町村長は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(大掃除の実施)
第十五条 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定める計画に従ひ、大掃除を実施しなければならない。

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあつては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

3 市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実地に環境衛生上必要な指導をすることが出来る。

(環境衛生指導員)
第十六条 第十三条第一項に規定する当該吏員の職権及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(手数料の徴収)
第十七条 市町村は、市町村が行う

汚物の収集及び処分に関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(罰則)

第十八条 第十四条第一項の規定に違反し、又は同条第五項若しくは第六項の規定による禁止処分違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 第十二条第三項の規定による処分違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十條 公共の利益に反してみだりに第十條各号に掲げる行為をした者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十一条 正当の理由がなく、第十三条第一項の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

(汚物掃除法の廃止)
2 汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)は、廃止する。

(汚物収集業者に関する経過規定)
3 この法律の施行の際現に特別清

掃地域内において汚物の収集を業として行つてゐる者については、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、第十四条第一項の規定を適用しない。

4 前項の規定に該当する者が、同項の期間内にその旨を市町村長に届け出たときは、第十四条第一項の規定による許可があつたものとみなす。

5 市町村長は、前項の届出があつたときは、同項の規定による許可に期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

6 前項の規定による区域の制限又は条件は、第十四条第五項の規定の適用については、同条第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。

(代執行処分に関する経過規定)
7 この法律の施行前になされた汚物掃除法第七条第一項(同法第十条の規定により准用される場合を含む)の処分に関する費用の徴収については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)
8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十二号を次のように改める。
十二 清掃法(昭和二十九年法律第 号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

(保健所法の一部改正)
9 保健所法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「汚物掃除」を「清掃」に改める。
(下水道の一部改正)
10 下水道法(明治三十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条但書中「改築又は増築工事」を「築造工事」に改める。
(建築基準法の一部改正)
11 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「汚物処理を」と「尿浄化を」とに改める。
第九十三條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 建築主事は、第三十一条第二項に規定する尿浄化を、関して第六條第一項の規定による確認申請書を受理した場合においては、遅滞なく、これを当該申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(地方財政法の一部改正)
12 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第六号中「下水道」を「下水道(下水道法(明治三十三年法律第三十二号)第二条の規定による認可を受けた下水道に限る。以下同じ。)」に改める。
(土地の収用法の一部改正)
13 土地収用法(昭和二十六年法律

第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

第二十七 清掃法(昭和二十九年法律第 号)に規定する公衆便所、ごみ焼却場、し尿消化場その他の清掃施設

○草葉國務大臣 ただいま議題となりました狂犬病予防法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

狂犬病予防法の施行以来狂犬病の予防に努めました結果、その発生は、逐次減少して参りましたが、なお、根絶に至らず年々相当数の発生をみる現状でありますので、さらに一層狂犬病予防措置の強化に努め、すみやかに日本全土からその根絶をはからなければならぬと考えられる次第であります。

必要な制限を設けて、その場所に立ち入ることができるようにした点であります。

第三の改正点といたしましては、狂犬病が発生した場合に、緊留命令が発せられていないにもかかわらず緊留されていなく、都道府県知事が、緊急の必要があり、かつ、緊留を行うことが著しく困難な事情があると認めるときは、抑留のみならず狂犬病予防員をして、これらの犬を緊殺させることができるようにしたことであり、この場合、都道府県知事は、人及び他の家畜に被害を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならぬこととし、緊殺の適正化をはかつております。

以上申し述べましたことが今回改正しようとする主要点であります。

次に、ただいま議題となりました清掃法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

第一は清掃事業における市町村、都道府県及び国の責務を明らかにするとともに国民の積極的な協力についても規定を設けたことであります。

第二は清掃の対象となる汚物について、実態に即応して若干変更を加えたことであります。

第三は清掃の必要性の地域差を考慮し、特別清掃地域の制度を設けるとともに、季節的観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的に多数人の集合する地域については期間を限つて季節的清掃地域の制度を設けたことあります。

第四は特別清掃地域及び季節的清掃地域においてはみだりに汚物を投棄することを禁止することと、糞尿は一定の方法によるものでなければ肥料として使用してはならないこととしたことあります。

第五は清掃施設に關し、尿尿浄化槽、尿尿消化槽の維持管理の基準を定めるとともにこれらによる糞尿の処理が不完全であると認めるときは、都道府県知事が必要な措置命令をすることができるとしたことあります。

第六は特別清掃地域内においては市町村の作業の計画的運営に支障なからしめるために、汚物取扱業は市町村長の許可を要することとしたことあります。

第七は全国的に生活環境の清潔保持をはかるため、公共の水域、一定の海域には、みだりに糞尿を捨ててを禁止し、また大掃除の施行について規定したことあります。

以上が本法案の提案の理由並びにその要点でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○小島委員長 次に、まず狂犬病予防法の一部を改正する法律案についての質疑に入ることにいたします。杉山元治郎君。

○杉山委員 今御説明を伺いますと、狂犬病が漸次減少して来た、こういうようなお話でございましたが、いただいた資料を見ますと、必ずしもそうでないやうであります。ある一定の高位時期から比較いたしますと、あるいは最近少し下つたやうな傾向もあり見えます。示された二十二年程度から見ますと、必ずしもそうではないやうであります。そこでいただいた資料によりますと、昭和九年ないし十八年は非常に減少いたしておるのであります。これは何か特別の理由があるのではありませんか。昭和二十年ごろならば、あるいは食糧の不足のために犬が飼われなかつたという、犬の使用の少いために数が少くなつたということが考えられるのであります。九年ないし十八年はいかに戦争のうちでありましたけれども、まだそこまで食糧が減少しておらなかつたと思ひますが、この資料では数が減少いたしておるのは、何か特別の理由があるのかどうか、この点について一応伺ひたいと思ひます。

○委員長退席、青柳委員長代理着席

○楠本説明員 お答えを申し上げます。ただいま御指摘のように昭和十年以降著しく減少して参りました理由は、昭和の当初におきましてかなり狂犬病の流行を見たのでありまして、その当時の警視庁その他各県の警察部が非常に力を入れてこの対策を立てまして、これが効果が上りまして、一時ほとんど日本全土から狂犬病の病毒が一掃された結果、かように減つたわけでありました。ところがその後再びふえまして、満州から戦争中犬が内地に入りまして、これがたまたま、狂犬であつたために、再び狂犬病が内地に流行を始めた次第でございます。従つて私も、今後やはり日本全土から狂犬病病毒を全部駆逐することが必要と、かように考へておるわけでございます。

○杉山委員 お説のように、狂犬病のやうなものは一日も早く絶滅していただきたいことはもちろんであります。が、今お話のように、非常な防禦の努力の結果ほとんどなくなつた。お示しの統計表によつても、十八年にはたつた一匹ですが、こういふ数しか出ておりませんが、翌十九年には七百頭以上の数が出ておるのであります。これは満州から来てすぐこゝろにやうにふえたということは、ちよつとおかしいのですが、何かこれは統計上の間違ひがあるのか、あるいは今言うやうな、満州から来た犬の病源が急激に蔓延したのか、この変化などについて一応承ることができれば仕合せであります。

○楠本説明員 満州から狂犬が一頭入り込みまして、これがまたたく間にかなり広い地域にまで病毒が蔓延したわけでありまして、ところがたまたま、その当時は、すでに数年間以上、日本がほとんど無毒地化されておりましたために、狂犬対策に關します職員等もきわめて減少いたしておりましたのみならず、戦争等で応召した者もございま

第一に、近時いわゆる野犬の激増に、関係各方面からの要望にこたへ、その対策といたしまして狂犬病予防員が犬の所有者からその不用となつた犬の引取りを求められたときは、これを引取つて処分しなければならぬこととし、犬の野犬化防止の一助といたしました点であります。

第二に現在狂犬病予防員が犬を捕獲しようとして追跡中に犬が土地、建物等に入つた場合、そこへ立ち入ることができないため、これを逃走させ捕獲の徹底を期し得ない場合が多々ありましたので、捕獲するためやむを得ないとして認め、職権の濫用を防ぐため

必要の制限を設けて、その場所に立ち入ることができるようにした点であります。

第三の改正点といたしましては、狂犬病が発生した場合に、緊留命令が発せられていないにもかかわらず緊留されていなく、都道府県知事が、緊急の必要があり、かつ、緊留を行うことが著しく困難な事情があると認めるときは、抑留のみならず狂犬病予防員をして、これらの犬を緊殺させることができるようにしたことであり、この場合、都道府県知事は、人及び他の家畜に被害を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならぬこととし、緊殺の適正化をはかつております。

以上申し述べましたことが今回改正しようとする主要点であります。

次に、ただいま議題となりました清掃法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

第一は清掃事業の能率的な運営によつて生活環境を清潔に保つことが環境衛生対策の第一歩であることは今さら申すまでもありませんが、現在清掃事業の根拠法規となつておりますものは、明治三十三年の制定にかゝる汚物掃除法であります。しかるに現行法制定後五十年間における都市の発展、人口の増加、産業の発達等は著しいものがあり、その反面公衆衛生、なかんずく衛生工学は長足の進歩を示しておりますので、現行法は今日の社会情勢に即応した清掃事業を行う上において、もはや十分にその機能を果たすことができなくなつたのであります。かかる事情にかんがみ清掃事業の効率的な運営をはかるために、本法案を提案いたしました次第

必要の制限を設けて、その場所に立ち入ることができるようにした点であります。

第三の改正点といたしましては、狂犬病が発生した場合に、緊留命令が発せられていないにもかかわらず緊留されていなく、都道府県知事が、緊急の必要があり、かつ、緊留を行うことが著しく困難な事情があると認めるときは、抑留のみならず狂犬病予防員をして、これらの犬を緊殺させることができるようにしたことであり、この場合、都道府県知事は、人及び他の家畜に被害を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならぬこととし、緊殺の適正化をはかつております。

以上申し述べましたことが今回改正しようとする主要点であります。

次に、ただいま議題となりました清掃法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

第一は清掃事業の能率的な運営によつて生活環境を清潔に保つことが環境衛生対策の第一歩であることは今さら申すまでもありませんが、現在清掃事業の根拠法規となつておりますものは、明治三十三年の制定にかゝる汚物掃除法であります。しかるに現行法制定後五十年間における都市の発展、人口の増加、産業の発達等は著しいものがあり、その反面公衆衛生、なかんずく衛生工学は長足の進歩を示しておりますので、現行法は今日の社会情勢に即応した清掃事業を行う上において、もはや十分にその機能を果たすことができなくなつたのであります。かかる事情にかんがみ清掃事業の効率的な運営をはかるために、本法案を提案いたしました次第

○楠本説明員 お答えを申し上げます。ただいま御指摘のように昭和十年以降著しく減少して参りました理由は、昭和の当初におきましてかなり狂犬病の流行を見たのでありまして、その当時の警視庁その他各県の警察部が非常に力を入れてこの対策を立てまして、これが効果が上りまして、一時ほとんど日本全土から狂犬病の病毒が一掃された結果、かように減つたわけでありました。ところがその後再びふえまして、満州から戦争中犬が内地に入りまして、これがたまたま、狂犬であつたために、再び狂犬病が内地に流行を始めた次第でございます。従つて私も、今後やはり日本全土から狂犬病病毒を全部駆逐することが必要と、かように考へておるわけでございます。

○杉山委員 お説のように、狂犬病のやうなものは一日も早く絶滅していただきたいことはもちろんであります。が、今お話のように、非常な防禦の努力の結果ほとんどなくなつた。お示しの統計表によつても、十八年にはたつた一匹ですが、こういふ数しか出ておりませんが、翌十九年には七百頭以上の数が出ておるのであります。これは満州から来てすぐこゝろにやうにふえたということは、ちよつとおかしいのですが、何かこれは統計上の間違ひがあるのか、あるいは今言うやうな、満州から来た犬の病源が急激に蔓延したのか、この変化などについて一応承ることができれば仕合せであります。

○楠本説明員 満州から狂犬が一頭入り込みまして、これがまたたく間にかなり広い地域にまで病毒が蔓延したわけでありまして、ところがたまたま、その当時は、すでに数年間以上、日本がほとんど無毒地化されておりましたために、狂犬対策に關します職員等もきわめて減少いたしておりましたのみならず、戦争等で応召した者もございま

に力を入れてこの対策を立てまして、これが効果が上りまして、一時ほとんど日本全土から狂犬病の病毒が一掃された結果、かように減つたわけでありました。ところがその後再びふえまして、満州から戦争中犬が内地に入りまして、これがたまたま、狂犬であつたために、再び狂犬病が内地に流行を始めた次第でございます。従つて私も、今後やはり日本全土から狂犬病病毒を全部駆逐することが必要と、かように考へておるわけでございます。

○杉山委員 お説のように、狂犬病のやうなものは一日も早く絶滅していただきたいことはもちろんであります。が、今お話のように、非常な防禦の努力の結果ほとんどなくなつた。お示しの統計表によつても、十八年にはたつた一匹ですが、こういふ数しか出ておりませんが、翌十九年には七百頭以上の数が出ておるのであります。これは満州から来てすぐこゝろにやうにふえたということは、ちよつとおかしいのですが、何かこれは統計上の間違ひがあるのか、あるいは今言うやうな、満州から来た犬の病源が急激に蔓延したのか、この変化などについて一応承ることができれば仕合せであります。

○楠本説明員 満州から狂犬が一頭入り込みまして、これがまたたく間にかなり広い地域にまで病毒が蔓延したわけでありまして、ところがたまたま、その当時は、すでに数年間以上、日本がほとんど無毒地化されておりましたために、狂犬対策に關します職員等もきわめて減少いたしておりましたのみならず、戦争等で応召した者もございま

して、人手不足等のために専門的な技術等を駆使することができませんで、そのためにはなほ遺憾ながらかような結果を見たわけでございます。

○杉山委員 今職員が不足というよりなことのために狂犬病が急激に蔓延したということでありまして、今度の改正法によりまして、予防員というものを置く、その予防員は県庁の職員である獣医師である。こういう御規定のようですが、その県庁の職員で獣医師であるという方が、ここにも数字を示されておりますが、あまりにたくさんかどうか、それがなにかいふことのように思いますが、これは一般開業医の中からこれを指定して任命なさるのことでございまして、そういうふうな嘱託医として任命いたしましたときには、普通予防員と同じように身分の証明書を書き平生から交付しているのかどうか、その点について一応伺つておきたいと思ひます。

○楠本説明員 お手元に差上げました資料にも書いてありますように、御指摘のように一部開業獣医師を嘱託してこの仕事に従事しているわけでありまして、しかしながら何と申しまして、狂犬病予防にはかなりの職権行使を要する、少くとも公務員たる獣医師がこれに従事することが望ましいものでございまして、しかしながら何分にも、現在各府県とも職員を増加するということは、きわめて困難な事情にありまして、その間隙をやくを得ず開業獣医師を嘱託してやつてゐる、こういうふうな状態でありまして、なお現在官吏を

ふやすことはできませんので、一応は獣医師を補佐といたしまして、雇員の身分でこれに従事しているというふうな状況でございまして、大体現在全国で約千四百名程度の獣医師が公務員としてこの仕事に従事をしており

○杉山委員 専門の公務員の方が予防員になるということは望ましいことであるが、ここでいただいた資料にありますが、まだ専任のない府県が相当多数あると思ひますが、そういうところには必ずしもそういう人を何人か置く考えでございませんか。あるいは従来のようにこれに人三がたいからという名目で、こういうふうにあきにしておくお考えでございませんか。

○楠本説明員 この資料によりますと、専任の次の欄に、予一他、他一と書いてあるのは、予防員が専門であつて他の仕事をしておる者、あるいは他の仕事をしておるが、また予防員をやつておる、こういうふうな軽重の差でございまして、数字が出ておるのでございまして、その点伺ひたいと思ひます。

○杉山委員 大阪府のごときは何もございせん。ああいうような大都会においては狂犬病のごときは一層多いと思ひますが、ただ括弧で三十一といふ数字が示されておるが、そういう括弧の数字は何を示しておるのでございまして、そういう点もわかれれば御説明願ひたいと思ひます。

○楠本説明員 この資料に専任の欄が空欄になつてゐる県が多い点につきましては、御指摘の通り、私どももことに残念に思つておるのであります。この点は今後一層専任職員を置くべく、

地方を奮勵いたしたいと考えております。しかしながら今府県におきましても、職員の増はなから困難でありますので、やむを得ず他の獣医師を派遣して使うということに相なります。予防員でありながら、ただいま御指摘のように、一部他の仕事を本務としておる、あるいは他の仕事を本務としておるが、一部予防員の仕事を兼する、こういうような仕組みにして、少ないながら能率的な運営をはかつておるわけであり

○杉山委員 大阪府におきまして、職員が括弧内だけに入つておることは、実は資料が内訳がなく、獣医師三十一名として報告を受けておるために、はなはだ申訳ない結果になつておる。これもやはり三十一名といふものは、おそらく一部専任、他は他の仕事をやつておるという他の県と同様だろうと想像いたしておきます。

○楠本説明員 開業獣医師を嘱託いたしました予防員につきましても、その身分を示す証票を持つておるわけであり

○杉山委員 この際にちよつと伺ひたいのですが、獣医師あたりから非常に

陳情が参つておりますうちに、狂犬病の注射を、これは改正しておらぬうですが、年に二回の一回にするというふうなことがありそうであるという、獣医師の方から、それは困るじやないか、はたして一回でほんとうに予防ができるかどうかというふうな問題などもございまして、これは法律は改正になつておらんからいいやうですが、そういう意図があつたのでござい

○楠本説明員 お答え申し上げます。現在の狂犬病予防ワクチンの完全な有効期間といふものは半年であります。あと半年は逐次減少して参ります。一年をたつと大体効力が消失するといふ成績でございまして、従つて現行法におきましては、半年に一回という規定に相なつておるわけでありまして、ところが私ども研究の対象としたしましては、現在すでに狂犬病予防がほとんど完全な成果を収めて、発生しておらぬ地方もあるわけでありまして、かような地方につきましては年一回でもいいの

○杉山委員 伺ひますと、お説ごもつものようですが、しかし病理学的に六箇月が最有効である、一年では稀薄になる、こういうことではあります。やはり現行法通り年二回の注射をやることは、非常に適当であると思ひますし、またちよつと狂犬病が出ない、稀薄になつたといふことで安心する、まだどこからか急に出てあつてふためくといふことは困る。少くなければ少く

○楠本説明員 現行法の規定によりま

○長谷川(保)委員 この改正案の第六条の3及び4についてであります。捕獲したは船車内に逃げ入つた場合、捕獲するために、予防員がその土地、建物または船車等に立ち入ることができるという条件として「合理的に必要と判断される限度において」といふ言葉がある。またそれを拒絶する方にも四項に「何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない」といふようなことがございまして、予防員が捕獲のために他人の所有の土地、建物等に立ち入るに就かれるのであります。が、実際にいへば予防員ではないかと思ひますが、その辺どうですか。

○杉山委員 伺ひますと、お説ごもつものようですが、しかし病理学的に六箇月が最有効である、一年では稀薄になる、こういうことではあります。やはり現行法通り年二回の注射をやることは、非常に適当であると思ひますし、またちよつと狂犬病が出ない、稀薄になつたといふことで安心する、まだどこからか急に出てあつてふためくといふことは困る。少くなければ少く

○楠本説明員 現行法の規定によりま

○杉山委員 伺ひますと、お説ごもつものようですが、しかし病理学的に六箇月が最有効である、一年では稀薄になる、こういうことではあります。やはり現行法通り年二回の注射をやることは、非常に適当であると思ひますし、またちよつと狂犬病が出ない、稀薄になつたといふことで安心する、まだどこからか急に出てあつてふためくといふことは困る。少くなければ少く

して、捕獲人が捕獲作業をするときは、必ず予防員が随伴いたしまして、公務員の資格で捕獲人を指揮監督して従事することに相なつております。従つてこの場合は公務員たる予防員のみがかかる制限のもとに立ち入ることができるといふ規定でございまして、いかなる場合にも捕獲人が立ち入るといふことはございせん。

○長谷川(保)委員 そういふことであれば、この間に起つて参ります人権の侵害とか、あるいは紛争とかいふものを少なくすることができ、避け得るであろうと考えられるのであります。が、実際に大が逃げ込んだときには、予防員が入るのでしょうか。それとも捕獲人だけが入るのでしょうか。

○楠本説明員 予防員のみが入り込むわけでありませう。

○長谷川(保)委員 それで所期の目的を達成し得るであろうかといふことが考えられるのですが、予防員が実際に捕獲する技術を持っておりますかどうか。

○楠本説明員 予防員が全然技術がないといふのではございせん。しかしこれは非常にむずかしい専門的技術でありますから、捕獲人の方がよいわけでありませう。しかし他人の庭先で捕獲するといふことは、これはなほ思わしくないものであります。予防員が入つて外へ追い出すといふような作業をするわけでありませう。

○長谷川(保)委員 その点よくわかりました。

それから第二にお伺いしたいことは、第十八条の、狂犬の蔓延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、緊留されていない犬を殺害することができるといふ条項であります

が、その旨を人民に周知せよといふ周知の方法は、単に形式的にされまうと、実地を飼つてゐる場合におきまして、ぜひ注意をいたしまして、必ずしも犬をつないで置けない。ことに交尾期等におきましては、ぜひ緊留の綱等を切りまして犬が立ち出るのであります。周知の方法をよほどしつかりしないと、大事な犬を殺されてしまふといふようなことになると思つてあります。この周知の方法につきまして、単に政令において定めるといふことは、よほどこれは徹底しなければいかぬと思つて、具体的に、どんなふうになさるのであるか、大要を伺いたいと思つてあります。

○楠本説明員 現在飼犬はすべて登録されておられますので、それらの飼主のところにも前もつて郵送いたしまして、郵便でその旨を告示することが一つであります。次に、それだけでもまだ一般民衆に徹底を欠きますので、ラジオその他の方法によりまして一般に広報活動いたします。一方現在考えております点は、県の公報等によりまして一般に公示の措置をとりたい、かように考えております。

○青柳委員代理 岡良一君。

○岡委員 犬の狂犬病予防の必要は、それが人間にいろいろと被害を及ぼすといふ点に重点があると思つてあります。そこでいたゞきました資料のうち、人の狂犬病の発生率、これの昭和二十二年から二十七年までの数字をお示しであります。これは死亡率ですか。

○楠本説明員 これは全部死亡者数であります。助かつたものは一人もありません。

○岡委員 実地は臨床の地方の医者としまして、この点でいろいろ困ることがあるわけなんです。治療血清といふものは、全府県に対して緊急に処置し得るよう配置されておるのでございませうか。

○楠本説明員 ワクチンは、いつの場合にも十分な量だけ各府県に配當してございませう。

○岡委員 実地は、県の衛生部の方へ話をしたところ、そのきく期限が切れておつたとか、ないとかいふことから不慮の災にあつた経験が二、三年前あるわけでありませう。ですからその点は、各府県に有効期間中の血清を存置せしめるようにお手配を願いたいのであります。

それから殺害をされるというが、どういふ薬剤を用いられるのでありますか。

○楠本説明員 現在のところはストリキニンを考へております。

○岡委員 ストリキニンをどういふ方法で、硝酸ストリキニンをどういふふうな方法で犬に食わせますか。

○楠本説明員 肉に入れます。夜間、地図の上に置いた場所を慎重に記録いたしまして、翌早朝その地図をたよりに残つたものを拾ひ、食べた跡のあるものにつきました。その付近を探しまして犬の死体を捜査する、こゝういふ手はずをいたしたいと考へております。

○岡委員 そうすると、路上に放置されるわけですね、その時間中。

○楠本説明員 さうでございます。しかしながら、これは予防員が監視をいたしまして、被害が起きないように措置いたすつもりでございませう。

○岡委員 緊留されていなく犬については、大体その頭数だけくらいストリキニンを食入れて路上に放置されますか。

○楠本説明員 それは犬の多い地方に對しまして、食べやすいような場所にストリキニンの肉を置くといふことにならうと存じます。

○岡委員 それでは、大体十匹おればそのストリキニンの入つた肉片を十片くらい置かうといふような大体プログラムなんですか。

○楠本説明員 これはその地方に犬が何匹いるかといふことがはつきりつかぬので、かなりの個数を置かなければならぬと考へております。

○岡委員 私が質問申し上げるのは、万一これが人間みずからの命を断つた、また誤つて死ぬといふふうなことになるたら、角をためんとして牛を殺すことになりませうから、その点の懸念を、絶対間違いないといふ請合に立てませうか。

○楠本説明員 実は殺害は、昭和の当初全国的に狂犬病が流行いたしましたときに、警視庁初め各警察部がいずれも殺害を行いました。多数の例を見ておりますが、しかしながら、これらのうち一例も他に被害の及んだものはございませう。最も野犬討捕として効果のある方法だといふことが立証されておりますけれども、私どももいたしましては、今後より一層注意深くさへ行へば、絶対に被害が及ばぬといふことを確信してよいと考へてゐる次第であります。

○岡委員 従来の経験から、そういう結論になられておられるので、もちろん私も間違いないと思つて、万一

○岡委員 何か街頭に放置しないで、つかまえて注射でもしてというような方法について御研究になつたことがありますか。

○楠本説明員 現在犬を処分いたします場合には、電氣をかけまして、きわめて瞬間的に安楽死させる方法をとつております。従つてつかまへさずれば、安楽死させることはきわめて容易なのであります。が、捕えるということがなかなか困難でありまして、捕へさえすれば、注射もできるし、電氣で安楽死させることもできるわけであります。ここに非常に悩みがあるわけであります。

○青柳委員長代理 他に御質疑はありませんか。――御質疑がないようでありますので、次に掃掃法案について質疑に入ります。杉山君。

いた説明によりまして、糞尿は一定の方法によるのでなければ肥料として使用してはならない、こういうことになつておるのでありますが、この一定の方法というものは、ある期間腐熟さすとか、あるいは貯溜槽にそういうものを入れておいて何か薬物を入れて消毒をするとか、そういう一定の処理あるいは処理期間、こういうものがあるのかと思うのでありますが、この点でお伺いしたいことは、御承知のようにに尿尿を使いますのは、ある一定の時期にこれを使いますので、使う以前はその処理が残りました、今使いたいという時期になつたときに、これができないということに相なりますと、農業上の非常な支障にもなつて来ようかかと思ひますので、一応その点を伺つておきたいと思うのであります。

すとか、あるいは貯溜槽にそういうものを入れておいて何か薬物を入れて消毒をするとか、そういう一定の処理あるいは処理期間、こういうものがあるのかと思うのでありますが、この点でお伺いしたいことは、御承知のように尿尿を使いますのは、ある一定の時期にこれを使いますので、使う以前はその処理が残りました、今使いたいという時期になったときに、これができないというところに相なりますと、農業上の非常な支障にもなつて来ようかかと思いますが、一応その点を伺つておきたいと思うのであります。

て市街地でございます。また季節的清掃地域にいたしまして、これは主として観光地等でございます。従つて全国的にかような措置をとらうという趣旨でございせんし、なおいかなる基準によつて処理したものを認めるかという点でございますが、これは大体夏で一箇月、冬で三箇月程度腐熟したもの、あるいは上へ土をかけまして埋没の形で施肥するか、あるいは浄化槽等で処理されたものを使うというようなことを考へておる次第でありまして、要はこれらの市街地におきまして、あまり悪臭を發する、あるいは昆虫發生の源をつくる、あるいは観光地

○杉山委員 今の季節的清掃地域は説明によつてわかるのですが、そうすると特別地域という市街地は、人口何万以上の市街地をさして申すことになるのでしようか。

○楠本説明員 特別清掃地域というのは、一応現在の市制を施行した地域を考へております。ところが同じく市制を施行した地域におきましても、農村あるいは山地と何らかわらない場所の編入されておるところもございまして。かような点は、都道府県知事が一つの基準によりまして、その地域から除外する方法を考へておるのであります。一方市制をしなくても特別な町で清掃事業を必要とするところもまれにございます。かような点も都道府県知事が一つの基準に従つて、清掃地域として指定して行くやり方を考へてお

○楠本説明員 特別清掃地域というものは、一応現在の市制を施行した地域を考へております。ところが同じく市制を施行した地域におきましても、農村あるいは山地と何らかわらない場所の編入されておるところもございまして。かような点は、都道府県知事が一つの基準によりまして、その地域から除外する方法を考へておるのであります。一方市制をしなくても特別な町で清掃事業を必要とするところもまれにございます。かような点も都道府県知事が一つの基準に従つて、清掃地域として指定して行くやり方を考へてお

平方キロメートル当り五百人以下のよう
なところは除外をして参りたいと考
えております。第二に山岳地帯、ある
いは田畑の地帯あるいは林野地帯等が
大部分を占めておる土地というよう
なところも除外をして参りたい、か
ように考えておりまして、従つて現在各
市がその事業として清掃作業を行つて
おるところに限つて参りたい、この
うに所存でございます。

○杉山委員 今伺いますと、市制をし
ておる場所ということになります
と、私どもの大阪府下のごときは今二
十二市あり、また新しく市制がしけれ
るというような状態で、農村地帯にな

申しますように、冬三箇月、夏一箇月これを貯溜して置かなければならぬ、
こういふことになりますと、いろいろ不便が出て来ると存じますが、これは法律で定めることでありますからやむを得ませんが、それならば一箇月なり三箇月貯溜する貯溜槽について、厚生省は何か考えを持つておるか。これについて考えを持つておらないでこれをせよというなら、無理をしることに相なつて来ると思いますので、もしそういうことならば、貯溜する槽について厚生省は施設の補助をするとか、あるいはそういうような何かのお考えを持つておるかどうか、この点についても一応伺つておきたいと思うのであります。

○楠本説明員　施設まで設けまして腐熟させてこれを使わなければならぬと

むを得ませんが、それならば一箇月なり三箇月貯溜する貯溜槽について、厚生省は何か考えを持つておるか。これについて考えを持つておらないでこれをせよというなら、無理をしいることに相なつて来ると思いますので、もしそういうことならば、貯溜する槽について厚生省は施設の補助をするとか、あるいはそういうような何かのお考えを持つておるかどうか、この点についても一応伺つておきたいと思うのであります。

○楠本説明員　施設まで設けまして腐熟させてこれを使わなければならぬと

同じく市制は施行してゐるが、それは当然除外される地域であらうと考えております。一平方キロメートルあたり五百人以下の人間というところは全部除外されるわけでありますから、密集地帯にはほとんど限つて来ると存じます。従つて少くも現在の農業の営農方法に支障を来すことはあるまいと存じております。ただ家庭菜園というようなものになりますと、いささかきゆうくつになつて来る、かような考えでございます。

○杉山委員 それは郊外の農村の実情を御存じないのであつて、大阪のようにな密集部落の多いところでは、どこで

ありまして、こゝは屎尿を使わないでみつばをやりますとか、特別な野菜をやらなければならぬところでありまして、こゝいうところでは、今までの通りならば、その時々あるいは買つたりして使えるのでありますけれども、今度かようなことに相なりますと、おそらくあの郊外の農村地帯、特に軟弱蔬菜の栽培地は非常な影響を受けると思ふのであります。それをするなら、やはりそういう地帯にあらかじめそういう施設をしてやるということを考へてやつていただかなかつたならば、その地帯の農村は非常に迷惑すると思ひます。これは一応局長が大阪付近の郊外の農村をごらんいただきますならば、その点ははつきりして来ると思ひますが、あえてその点を申し上げまして、ぜひやりますならば――これはけつこ

して使えるのでありますけれども、今度かようなことに相なりますと、おそらくあの郊外の農村地帯、特に軟弱蔬菜の栽培地は非常な影響を受けると思ふのであります。それをするなら、やはりそういう地帯にあらかじめそういう施設をしてやるということを考へてやつていただかなかつたならば、その地帯の農村は非常に迷惑すると思ひます。これは一応局長が大阪付近の郊外の農村をごらんいただきますならば、その点ははつきりして来ると思ひますが、あえてその点を申し上げまして、ぜひやりますならば——これはけつこ

いう施設を考えないでやるということ
は、これはやれないということと同じ
ようなことであります。法をつくつて
やれないようなことをするのなら、こ
れはいけないことだと思います。

またこの法案を見ますと、処理が
完全であるか不完全であるかというこ
とを監察しに行く、こう書いてありま
すが、監察しに行くというのは、一体
どういうところを監察するのでしよ
う。市が、たとえば大阪市なら大阪
市、あるいは私どもの住んでおる布施
なら布施という市が処理いたします、
これはみんな郊外に持つて行つて、今
申すように直接に百姓に売るなり、あ

るいはそういう貯溜槽に入れるなり、こうしているのではありません。市自体は、おそれるはそういうようなわけで郊外に出してしまふことに相なると思ふのでありますが、そういう場合に、市にはそういうものは何もないからそれでいいのだと思ひますが、あるいはそういう貯溜槽に入れたものが、まだ三箇月たつておらぬのに使つておる、あるいは百姓さんたちが使つたが、どうもかけつばなしで土もおおつておらないからいけないのだというて処置をするか、こういう問題がはつきりして来ないと、百姓さんたちが迷惑するだけであつて、非常に衛生の点ではけつこうでありますけれども、これを使ひまする者の点も一応御考慮の上で考へていただかなければならぬ、こう思ふわけでありまして、この点はいかがでございましょうか。

○楠本説明員 この清掃法案の趣旨は、決して都会地あるいは密集地域だけの清掃を考へておるものでございせん。全国的に農村地帯においても清掃をしなければならぬといふことは申すまでもございせん。従ひまして都市の屎尿等を都市から搬出してしまへばあともうどうでもかまわぬといふようなことは毛頭考へておりません。ただ問題は、いかなる形において処理し、いかなる形において運んでどうしたらいいかといふことに大きな問題があるうと存じます。従つてこれらの点につきましても、一応個々に具体的に検討されておられます。この法律におきましては、単に衛生的にこれを集め、衛生的に運搬して、適当な衛生的に認められた許される範囲において最後の処理をすればよろしいといふ、きわめて

漠然たる書き方に相なつております。と申しますのは、これは都市のそれぞれの実情によりまして、処理方法といふものはおのずから異なつて参ります。またこれを完全処理して農村に還元するといふことになりまして、施設の面で相当な経費もかかつて、いまだにできないといふうらみもございまして、そのために一応きわめて概念的な一つの規定になつておるの、はなはだ残念でございまして、ただ私も聞いたしましては、都市の屎尿はこればやばり、日本の現状といたしましては、農村に肥料として還元することが適当であらう。その場合に安全な処理をして還元して行くといふことで、先ほど御指摘のように、消化槽のごときものを設けてこれによつて処理をする。そういういたしますならばその量も著しく減じます。水分と固形分とを分離いたします関係で量が著しく減少いたしますから、現在きわめて輸送難に陥つております都市の屎尿の処理問題も解決する。しかも一方衛生的に処理されといふようなことで、今後極力完全消化せしめたものを農村に還元して行くといふ方法をとりたいて考へております。

○杉山委員 都市でそういうものができることがむしろ衛生上よくないので、できるならば都市から離れたあるいは郊外なりあるいはもつと遠くまでこれを運び出して行く、そのことの方がむしろ衛生的なものでございまして、従つてそれを今申しますようにやるならば、もつと都心から離れたところにそういう貯溜槽を設ける、そうしてそれに対して適当な補助援助をする、こういうことの方が都市のためにも一番適当であり、また農村のためにもよいこ

とではないか、こういうふうに私もどは平生から考へておるのであります。その点については御説のようになつておられますが、政府自身が清掃法という法律をつくるならば、これを一つと一貫して、そういう面までも十分御配慮を願わなければならぬのじやないか、こういうふうに私も考へておりますので、一応その点をお聞きしたわけでありまして、

なにおこには不完全な場合には環指員は特別の命令をすることができ、こう申しておりますが、それは先ほどのように貯溜槽がない、あるいは時に流すところある場所において海に流す、川に流すといふような場合を示しておるのかとも思ひますが、その不完全な場合といふのはどういふ場合を一応お考へになつておるのであります。

○楠本説明員 私どもはこの農村還元をいたす処理は、この法律では合理的な安全な方法と一応考へております。ただここで不完全処理と申しますのは、たとえば各家庭や大きな施設が持つておる水増便所、浄化槽の処理がきわめて不完全である場合、あるいは都市が収集したしまった屎尿を消化させるために消化槽をつくつた場合、それらの施設がきわめて不完全なものが現在かなり多いのであります。従つてそれがたまたま、川へ流れたりあるいは下水に入り込んだりして被害をこうなりま

方法と私もどは考へております。ただお言葉を返すようであります。最近都市が一番困つております問題は、農村の屎尿の需要といふものが激減をいたしてあります。この理由はたとえば有畜農業が盛んになつて堆肥に事欠かぬこと、あるいは化学肥料が出まわつて来たとか、あるいは農村の風風一般がことに青年の風風等が屎尿を使ひたがらないといふようなことが総合されまして、最近極端に農村の需要といふものは減少してあります。ところがそれに反しまして、都市は人口の増加等によりまして、都市の排出量は急激に増加してあります。そこに問題があるのではありません、むしろ私もい

いますけれども、私どもの付近において実情を見ますと、むしろ割合に割合に高いといふこと、あつたないものが割合に高いといふことのために、そういう高いものを使ふならばむしろきれいな化学肥料を使つた方がいい、こういうことになつておりました、もし同等かあるいは少し安いならば、従来使ひなれて来ており、また割合に安全である屎尿を使つた方がいい、こういうことは農民も考へておるのであります。今御説明のように運賃などのために割合に郊外の遠くになりますと高くつきますので、これは使わぬといふうたためには、都なり、市なり、そういうところもつと援助する方策をとる必要がある。片一方では清掃のため、衛生の方面の費用として援助して行くといふ考慮をして行くなれば、農民は決してこれは使わぬといふのではないのであります。今申しますように割合に高いといふことが使わぬ大きな理由になつておる。

そこで私はなかつたに伺ひたいのですが、いわゆる汚物取扱員業者、これは市町村長が任命するといふことになつておりますが、そうするとこの法律ができますと、もう一度あらためて今までやつておる者があるいは任命し直すのであります。要はこの屎尿取扱員の人たちは俗に一種のボスなものです。一つのなわ張りを持つていて、農村の人たちがとりに行きたいと言つてもとりに行かせない。こういう状態で一般の家庭からはくみとり料をとる、農民に高く売りつけている。このために相当莫大な金をもつてけるい

わゆるボスが多く町の町におるというところは御承知だろうと思ひます。これをほんとうによくして行かなかつたら、清掃事業の一部が今おつしやるようなことで停滯する。これをほんとうにうまくやりますならば私は必ずよくやつて行けると思ひます。こういうことを考えますので、この扱ひ業者についてどういう取扱ひをするのか。市町村長にたが委託して、それだけにまかしておくと、こういうことならなれ合ひになつてしまふと思ひますが、そういうことについて政府の方ではた任命の委託のままだまかすのか、一応この際あらためてそういうふうなはつきりした、ほんとうに清掃のためにやつて行ける人を選ぶ、こういうこととするのか、この点についての御意見を伺ひたい。

○楠本説明員 この尿尿くみとり業者と申しますか、尿尿処理業者はきわめて複雑な業態でありまして、何と申しましうか、御指摘のようにボス化もしている場合もありまじうし、さらに相当な利益も得ており、実に困つた問題でありまして、きわめて困難であります。ことはよく存じております。ことに大阪の場合は全国的に見ましても、特にむずかしいところだろうと存じております。そこで私もいたしとしては、かようなものは、できるだけ方針をいたしましては、市の直営でやるのが正しかろうというふうに考へております。直営でやりますれば、無料で農村に還元もできますが、これは今直営でやつているところで農村に売つていところはございせん。ところが直営に切りかえるということになると、市の当局はほとんど命がけで

やらなければならぬようなことになつて、私もはただちにそこまで行くことはできないと考へております。そこでとりあえず市町村長の許可を受ける仕組みにいたしまして、かような点を考慮するようという幾つかの条件をつけて、その条件に当らぬ場合には許可を取消すという仕組みを考へておる次第であります。

■なおくみとり料金等につきましても若干の規制をしたいと考へておりますが、現在ありますものは、この法が施行された後、経過的に二箇月間だけは従来通りにするよう考へておるわけでありまして、その二箇月間の間にあらためてそれ／＼条件をつけたり、何かをする。どうしても聞かぬ場合には市長がその業務を取消すことにしたいと思つております。しかしこれまた／＼取消し命令くらいではたしどうなるかということも心配いたしておりますが、この点すみやかに私どもといたしましては努力いたしまして、お互いに話し合ひでうまく問題が解決するようにいたしたいと考へておる次第であります。

○杉山委員 もう一つ伺つておきたいことは、今お話の、市が直営で清掃しているところは、どこ／＼にあるか、あるいはどれだけのくみとり料をとつてゐるか、そういう点についての御調査がございしたら、資料でもあればけつこうですが、いたしたいと思ひます。あとでまた資料を讀んでから、また質問をするかもしれせんが、一応今日の質問はこれで打切りたと思ひます。

○楠本説明員 御指摘の点は資料にもございまして、なおそれだけとりま

めても少しわかりやすく、次の機会までにお手元に差上げたいと考へておりますが、現在は完全に市が直営しているところばかりで、教が少いのでありまして、大部分は請負業者がいたしておりますが、なお東京の業者に及び直営両方が入り乱れているところもかなりございまして。

○青柳委員長代理 次に岡良一君。

○岡委員 私も資料を十分まだ拝見いたしていませんが、たゞこの法律案だけを見ての印象だけで一言お伺ひをいたしておきたいのです。この法律案を施行いたしますと、そのために伴ふ事務や、時に施設等については相当な経費が伴つて来るのではなからうかと思ひわけです。今後この程度の法律を施行しようという熱意があるならば、当然それを裏づけるもの、この特別清掃地域なり、季節的清掃地域について何らかの財政的な補助が必要ではなからうかと思ひますが、この点がこの法律案にはうたわれておらない。これは空転する作文に終つてしまふ危険性が非常に多いし、一方地方財政は御存じの通り非常な圧縮を受けているので、なか／＼今日の現状ではこゝまで手が及ばないのではないかと。そうしてせつかくわれ／＼がこの法律案を審議しても、この法律案が空転するようなことではむだな話だと思ひますが、厚生省としてはこの法律案をつくられた当初において、あるいはまた従来何らか国としての財政的な裏づけをされておつたのではないかとと思ひますし、またさういふ交渉をこの法律案に伴つてされたのではなからうかと思つておりますが、その間の経過をこの機会にお伺ひいたしたい。

○楠本説明員 御指摘のように、今後清掃事業を近代的に改めて参りましためには、かなり施設面その他に経費がかかるわけございまして。現在国にいたしましては、法律の有無にかかわらず、きわめて少額であります。補助費が計上してございまして。なおこれらのものは今後大いに増額をしなければならぬと考へております。たゞこの法律案におきまして補助規定等具体的な規定がなく、単に財政的援助を総括的にうたつてあるわけでありまして。私どもといたしましては、もちろん補助規定を盛り込みたいのはやま／＼でありますけれども、国家財政の観点その他から考へまして、政府案といたしましてはかような点で調整をはかりまして、一応この規定からは落してあるやうなわけでありまして。

○岡委員 そこでこの法律案を全部完璧に施行するということは別といたしまして、徐々にでも施行して行く場合に、これに伴ふ経費と、それに所要と見込まれる従来の慣例的な国家の補助というふうなもの、あるいはまた富裕県にいたしたところ、やはり起債でやろうと思つても起債順位というもの法律ではつきりと――もつと具体的に国が財政的に援助するという規定を出しておかなければ、起債の許可においては順位がうんと切り下げられるからなか／＼思ひやうに出されないという点もありまして、そういう点をこの次の機会までに、何か具体的な資料で、数字でもつてお示しを願ひたい、こゝ思つております。

○青柳委員長代理 他に御質疑、御発言はございせんか。

本日はこれにて散会いたします。次会は明後三日水曜日の午前十時から理事會、十時半より委員會を開会いたします。

午後零時二分散會

昭和二十九年二月四日印刷

昭和二十九年二月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局